

(参考様式) (第11条・第13条関係)

意見回答書

作成日 2025年 1月 16日

太陽光発電施設の設置予定場所	佐久市内山504-1、533-1
----------------	------------------

意見 (質問・要望)	陳述者・提出者	回答
太陽光の設置工事をする前に隣地地権者と立会いの上、境界確定をしてほしい。	地域住民	簡易境界確定を致します。
協定書にある年に2回の草刈りを3回に変更してほしい。	地域住民	協定書の年間草刈り計画回数を3回に変更いたします。

事業基本計画書に係る意見書

受付番号：第 118 号	発電設備の所在地
事業者名：クリアサン合同会社 代表社員 清水 理司	佐久市内山字上大月 504-1、5783
意見及び指示事項	協議結果
1 対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地ではなく、現状では文化財保護法第93条に基づく届出は必要ありません。 しかし、工事中に遺構や遺物が発見された場合には、文化振興課文化財事務所にご連絡ください。 (文化財事務所)	承知致しました。
2 官民境界を明確にし、境界杭等で明示してください。 (土木課)	承知致しました。
3 既設道水路に影響が生じる場合は、打ち合わせを行い、必要があれば道路自営工事、占用等の許可を得てください。また、各関係機関との協議を十分行ってください。 (土木課)	承知致しました。
4 事業区域内の雨水排水が周辺の道水路に流出しないようにしてください。 (土木課)	雨水が周囲へ流出しないように定期的に現地点検致します。
5 工事車輛の経路上における公共物等の汚破損については、速やかに道路管理者に連絡した上で管理者の指示に従い、申請者の責任で復旧してください。 (土木課)	承知致しました。
6 敷地内の土砂・碎石等が道水路に流出した場合は、申請者で清掃等を行ってください。 (土木課)	周囲が汚れないよう慎重に工事をし、工事後に土砂、碎石等の流出がないかをチェック致します。

意見及び指示事項について、協議結果は上記のとおりです。

令和6年12月27日

佐久市 環境部 環境政策課